

第十九条 厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の一部を次の表の
ように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>五の九 介護給付費等単位数養第11の4の2の注4、第11の2の8の注4、第12の11の注4、第13の10の注4、第14の10の注4及び第15の7の注4の厚生労働大臣が定める者並びに同条第7の5の注4及び注5並びに第8の2の4の注6、注7及び注14の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者 (略)</p>	<p>五の九 介護給付費等単位数養第11の4の2の注4、第12の11の注4、第13の10の注4、第14の10の注4及び第15の7の注4の厚生労働大臣が定める者並びに同条第7の5の注4及び注5並びに第8の2の4の注6、注7及び注14の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者 (略)</p>